

# 中華人民共和国科学技術成果轉化促進法

1996年5月15日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 中華人民共和国科学技術成果轉化促進法

(1996年5月15日中華人民共和国主席令第68号公布)

## 目録

- 第1章 総則
- 第2章 組織・実施
- 第3章 保障措置
- 第4章 技術權益
- 第5章 法律責任
- 第6章 付則

## 第1章 総則

第1条 科学技術成果を現実の生産力に轉化させることを促進し、科学技術成果轉化の促進活動を規範化し、科学技術進歩を速め、經濟建設及び社会發展を推進するために、本法を制定する。

第2条 本法において科学技術成果轉化とは、生産力レベルを高めるために科学研究及び技術發展により生じた、實用価値をもつ科学技術成果に対し継続実験、開発、応用、普及を行って新產品、新工程、新材料を成し、新産業を發展させる活動をいう。

第3条 科学技術成果轉化活動は、經濟效益と社会効益の向上、環境と資源の保護に有利で、かつ經濟建設、社会發展及び国防建設を促進することに有利でなければならない。

科学技術成果轉化活動は、自由意思、互惠、公平、誠実信用の原則に従わなければならない。法により又は契約の約定により利益を享受しリスクを負担する。科学技術成果轉化における知的財産権は法律の保護を受ける。

科学技術成果轉化活動は、法律を遵守し、国家の利益を擁護し、社会公共利益を損ってはならない。

第4条 國務院科学技術行政部門、計画部門、經濟綜合管理部門及びその他の関係行政部門は、國務院の規定する職権の範囲に基づいて、科学技術成果轉化業務を管理し指導し、調整する。

各級地方人民政府は本行政区域における科学技術成果轉化業務に対する管理、指導及び調整に責任を負う。

## 第2章 組織・実施

第5条 國務院及び地方各級人民政府は、科学技術成果轉化を國民經濟及び社会發展計画に組み入れ、関係する科学技術成果の轉化実施を組織し調整しなければならない。

第6条 國務院関係部門及び省・自治区・直轄市人民政府は、一定期限に科学技術成果リスト及び重要な科学技術成果轉化項目のガイドを公布し、優先的に以下に記載する項目の実施を手配し支持する。

- (1) 著しく産業技術レベル及び経済効益を高める項目。
- (2) 産業規模を形式化し、国際経済競争力を有する項目。
- (3) 資源を合理的に開発し利用する、エネルギーを節約し、消費を減じ、及び環境汚染を防止する項目。
- (4) 高産量、高品質、高収益の農業及び農村経済発展を促進する項目。
- (5) 少数民族地区、辺境、貧困地区の社会経済発展を速める項目。

第7条 国が政策措置を制定し、先進的な技術・工程及び設備の採用、立ち後れる技術の開発、工程及び設備のたゆまない革新、不備なものに対する使用制限又は使用停止を提唱し奨励する。

第8条 各級人民政府は重要な科学技術成果転化項目の実施を組織する場合、関係部門が公開入札の方式をとり転化を実施することができる。関係部門は落札の時に確定した資金助成又はその他の条件を落札者に提供しなければならない。

第9条 科学技術成果の保有者は以下に記載する方式により科学技術成果の転化を行うことができる。

- (1) 自ら投資して転化を実施する。
- (2) 他人に科学技術成果を譲渡する。
- (3) 他人に科学技術成果の使用を許諾する。
- (4) 当該科学技術成果を合作条件とし、他人とともに転化を実施する。
- (5) 当該科学技術成果を評価し出資して株式又は出資持分に換価する。

第10条 企業は新技術、新工程、新材料を採用し又は新産品を生産する場合は、自ら情報を発布し、又は技術取引仲介機構に委託し必要な科学技術成果を徴集し、或いは科学技術成果転化の合作者を招くことができる。

第11条 企業は法により独立して又は国内国外の企業・事業組織及びその他の合作者と連合して、科学技術成果の転化を実施する権利を有する。企業は公平な競争を通じて、独立して又はその他の組織と連合して、政府の組織する科学研究開発及び科学技術成果転化項目の実施を負担することができる。

第12条 国は研究開発機構、高等大学など事業組織が生産企業と結び連合して科学技術成果の転化を実施することを奨励する。

研究開発機構、大学など事業組織は、政府関係部門又は企業の実施する科学技術成果転化に関する入札活動に参加することができる。

第13条 国は農業科学研究機構、農業実験模範組織が独立して又はその他の組織と協力して農業科学技術成果転化を実施することを奨励する。

農業科学研究機構は、その科学技術成果の転化を推進するために、法によりその独立して研究開発した、或いはその他の組織と協力し研究開発しかつ審査認定を得た各品種の優良種子を販売することができる。

第14条 国の設立する研究開発機構、高等大学が取得した実用価値をもつ職務科学技

術成果は、本機構が適時に転化を実施していない場合は、科学技術成果の創造者及び参与者がその職務科学技術成果の財産権帰属を変更しないことで本機構との合意に基づき当該科学技術成果の転化を行うことができ、かつ合意に約定した権益を享有する。所属する機構は上述科学技術成果の転化活動に支持を与えなければならない。

科学技術成果の創造者又は研究課題の責任者は、職務科学技術成果の転化を阻害してはならず、職務科学技術成果及び技術資料、データを占有し所属する機構の合法的な権益を侵害してはならない。

第 15 条 科学技術成果を創造する組織、科学技術成果の転化を実施する組織、及び科学技術成果転化のために投資する組織は、科学技術成果の継続実験・開発・応用及び生産経営につき協力を行う場合は、契約を締結し、各方の享有する権利と負担するリスクを約定しなければならない。

第 16 条 科学技術成果の転化活動において、科学技術成果に対し検定及び評価を行う場合は、公正・客観の原則に従わなければならない。虚偽の検定結果又は評価証明を提供してはならない。

国の設立する研究開発機構、大学及び国有企業が中国国外の企業、その他の組織又は個人と協力して科学技術成果転化を行う場合は、国の関係規定に従って科学技術成果の価値に対し評価を行わなければならない。

科学技術成果の転化における対外協力は、国の秘密事項にかかわる場合は、定められた手続に従い前もって認可を得なければならない。

第 17 条 法により設立された、技術取引に従事する場所又は機構においては、以下に記載する科学技術成果の転化活動を行うことができる。

- (1) 先進、成熟、実用的な科学技術成果を紹介し推薦すること。
- (2) 科学技術成果の転化に必要な経済情報、技術情報、環境情報及びその他の関係情報を提供すること。
- (3) 技術貿易活動を行うこと。
- (4) 科学技術成果の転化にその他のコンサルタント・サービスを提供すること。

第 18 条 技術貿易において代理又は仲介など有償サービスを提供する中間機構は、国の関係規定に従い営業許可証を受領しなければならない。当該機構の中において仲介業務に従事する職員は、国の関係規定に従い資格証書を受領しなければならない。

第 19 条 国は企業、事業組織及び農村科学技術経済合作組織が中間実験、工業実験、農業実験模範及びその他の技術革新、技術サービス活動を行うことを奨励する。

科学技術成果転化に従事する中間実験基地、工業実験基地、農業実験模範基地及びその他の技術革新、技術サービス機構は、次の活動を行うことができる。

- (1) 新産品、新工程につき中間実験及び工業実験を行うこと。
- (2) 社会に向け地域或いは業種の科学技術成果の系統化、工程化のためのシステム開発及び技術革新を行うこと。
- (3) 中小企業、郷鎮工業、農村科学技術経済合作組織に技術及び技術サービスを提供すること。
- (4) ハイテク成果の転化、相応の企業の創立に総合関連サービスを提供すること。

前項に記載する基地及び機構の固定資産投資は、国務院関係部門及び省・自治区・直轄市人民政府の認可を経て国家又は地方の関係計画に組み入れる。

第 20 条 科学技術成果の転化に生じる実験産品は、国の実験産品の販売に関する規定に基づき、関係部門の承認を経て確定される販売期間に販売することができる。実験生産、販売される産品は、国の関係技術・品質・安全・衛生などの基準に合致していなければならない。

### 第 3 章 保障措置

第 21 条 国家財政が科学技術、固定資産投資及び技術改造に用いる経費は、一定の比例を設定して科学技術成果の転化にあてられていなければならない。科学技術成果の転化に用いる国家財政経費は、主に科学技術成果転化の先導資金、借款利息の割引、補助資金、リスク投資及びその他の科学技術成果転化の促進などの資金用途に充当する。

第 22 条 国は科学技術成果の転化活動に対し租税優遇政策を実施する。具体的な方法は国務院が定める。

第 23 条 国の金融機構は貸付信用の面において科学技術成果の転化に支持を与え、次第に科学技術成果の転化に対する貸付を増加させなければならない。

第 24 条 国は科学技術成果転化基金又はリスク基金の設立を奨励する。当該資金の拠出は国・地方・企業・事業組織及びその他の組織、個人が負担して、多額投資、高リスク、高産出の科学技術成果の転化を支持し、重要な科学技術成果の産業化を速める。

科学技術成果転化基金及びリスク基金の設立及び資金の運用は、国の関係規定に基づき執行する。

第 25 条 国は科学技術情報ネットワークの建設と発展を推進し、科学技術成果情報資料タンクを設立し、全国に向け科学技術成果に関する情報提供サービスを行う。

### 第 4 章 技術権益

第 26 条 科学技術成果を創造する組織は、その他の組織と協力して科学技術成果の転化を行う場合は、法により契約で当該科学技術成果の関係権利及び利益の帰属を約定しなければならない。契約は約定をしなかった場合は、次の原則に従い処理する。

(1) 協力による転化の中において新しい発明創造が生じない場合、当該科学技術成果の権益は当該科学技術成果を創造した組織に帰属する。

(2) 協力による転化の中において新しい発明創造が生じた場合は、当該新発明創造の権益は各方の協力者の共有となる。

(3) 協力による転化の中において生じた科学技術成果については、協力者各方は当該科学技術成果を実施する権利を有する。当該科学技術成果を譲渡する場合には、協力者の他方の同意を得なければならない。

第 27 条 科学技術成果を創造する組織は、その他の組織と協力して科学技術成果の転

化を行う場合は、協力者各方が技術秘密の保持につき合意に達しなければならない。当事者が合意に違反し、又は権利者の技術秘密保持に関する要求に違反して他人に当該技術を披露し使用を許諾してはならない。

技術取引場所又は仲介機構はその代理又は仲介サービス業務に従事して知った関係当事者の技術秘密に対し秘密保持の義務を負わなければならない。

第 28 条 企業、事業組織は技術秘密保持制度を確立し完備させ、本組織の技術秘密を保護しなければならない。従業員は本組織の技術秘密保持制度を遵守しなければならない。

企業・事業組織は、科学技術成果の転化活動に参加する関係要員と、在職期間中、又は離職・退官・退職後、一定期間内に本組織の技術秘密保持の取決めを締結することができる。関係要員は取決めの約定に違反し本組織の技術秘密をもらし、及び原組織と同一の科学技術成果の転化活動をしてはならない。

従業員は職務科学技術成果を勝手に譲渡し又は変則的に譲渡してはならない。

第 29 条 科学技術成果を創造する組織はその職務科学技術成果を他人に譲渡する場合は、当該組織は当該科学技術成果の譲渡により得た純収入の中から 20%を下らない比例額を控除し、当該科学技術成果の創造及び転化に重大な貢献をなした要員に対し奨励を与えなければならない。

第 30 条 企業・事業組織が独立して研究開発した、又はその他の組織と協力して研究開発した科学技術成果は、その転化の実施が成功し生産操業を開始した後、当該組織は連続して 3 年乃至 5 年間に当該科学技術成果を実施して増加した利潤の留保から 5%下らない比例額を控除し、当該科学技術成果の創造及び転化に重大な貢献をなした要員に対し奨励を与えなければならない。

株式形式を採用する企業は、科学技術成果の研究開発・転化の実施に重大な貢献をなした関係要員に与える報酬又は報奨については、国の関係規定に基づきそれを株式又は出資に換価させることができる。当該株式所有者は所有する株式又は出資比例により収益を享有する。

## 第 5 章 法律責任

第 31 条 本法の規定に違反し、科学技術成果の転化活動において虚偽の行為をし、奨励及び栄誉称号を騙し取り、詐欺により金銭及び財産の不法な収入を取得した場合は、是正を命じ、当該奨励及び栄誉称号を取消し、違法所得を没収し、かつ科料を科する。他人に経済損失をもたらした場合は、法により民事賠償責任を負う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 32 条 本法の規定に違反し、科学技術成果に対し検定又は評価を行うにあたって故意に虚偽な検定結果又は評価証明を提供した場合は、是正を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、かつ検定活動の組織者、評価機構に科料を科する。情状が重い場合は、法により営業許可証及び資格証書を取消す。他人に経済損失をもたらした場合は、法により民事賠償責任を負う。

第 33 条 各級人民政府の科学技術行政部門及びその他の関係部門の職員は、科学技術成果の転化活動において職務をおそろかにし、私利をむさぼり汚職をはたらいた場合は行政処分を与える。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 34 条 本法の規定に違反し、示唆、窃取、利益による誘導、脅迫などの手段をとり他人の科学技術成果を侵害し占有して他人の合法的な権益を侵害した場合は、法により民事賠償責任を負い、科料を科することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第 35 条 本法の規定に違反し、従業員が所属する組織の許可を得ずに本組織の技術秘密をもらし、又は職務科学技術成果を勝手に譲渡し変則的に譲渡した場合、或いは科学技術成果の転化活動に参加する関係要員が本組織との取決めに違反し離職、退官、退職後の約定した期間内に原組織と同一の科学技術成果の転化活動を行った場合は、関係する規定により法律責任を負う。

第 36 条 技術取引につき代理又は仲介サービス業務に従事する仲介機構、及び仲介業務に従事する要員は、委託人を騙し、或いは当事者の一方と通謀して当事者の他方を騙した場合は、是正を命じ、警告を与え、法により民事賠償責任を負うほか、違法所得を没収し、かつ科料を科する。情状が重い場合は、法により営業許可証及び資格証書を取消す。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

## 第 6 章 付則

第 37 条 本法は 1996 年 10 月 1 日から施行する。